

豊川市民病院院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル合意書

豊川市民病院(以下、甲)と保険薬局_____ (以下、乙)とは豊川市民病院
院外処方せんに係る薬剤師法第 23 条第2 項の取り扱いについて、下記のとおり合意した。

記

1. 院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。ただし、麻薬及び抗悪性腫瘍剤は除くこととする。

- 1) 成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方除く）
- 2) 剤形の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)
- 3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)
- 4) 錠剤の半割や粉碎、あるいはその逆。(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)
- 5) 調剤報酬に関わらない「患者の希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化によりその向上が見込まれる」の理由により実施する一包化(コメントに「一包化不可」の場合を除く)。
- 6) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整(短縮のみ、処方削除は除く)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む、処方削除は除く)
- 7) ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日 数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)
- 8) 「1 日おきに服用」「週 3 日」「週 2 日」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)
- 9) 味の指定がある場合の経腸栄養剤の味の変更
- 10) 外用剤の使用部位の追記

以上

令和 年 月 日

甲

住所

愛知県豊川市八幡町野路 23 番地

名称

豊川市病院事業管理者

代表者氏名

大 手 信 之 印

乙

住所

名称

代表者氏名

印